

令和3年度 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会での意見と対応

No.	大項目	頁	行	意見	対応
1	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	27	5	感染症への対応について、豚熱は畜産関係の影響が顕著であるが、それ以外の例えばSFTS等の人への影響が大きい感染症について、医療部局等との連携も必要であると考えられるが、どう考えているか。	感染症への対応については、SFTS等への対応も含まれており、必要に応じて関係部局と連携して対応していくこととなります。SFTS等の感染症についても、情報収集及び関係機関との情報共有に努める旨、追記しました。
2	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	28	26	市街地に出没する鳥獣への対応について、現在どのような連絡体制になっているのか。	別途、府が作成する「大型野生獣の出没等緊急対応マニュアル」(資料1-4参照)に基づき、市町村を中心とした連絡体制を整備し、対応しています。本計画にはその旨の記載がなかったため、追記しました。
3	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項			大型野生獣の出没等緊急対応マニュアルについて、資料として添付すること。	部会の資料に添付しました(資料1-4参照)。